

● 日常のメンテナンス

1年毎に1回実施する定期自主点(2ページ参照)以外に、以下のような日頃のメンテナンスを行うことで、故障、劣化、消耗の頻度が減り、より永く安全にご使用いただけます。

毎日行うメンテナンス	① 滅菌用水の交換・水量確認
	② 圧力計の確認
毎週行うメンテナンス	③ 缶体内および本器の清掃
	④ フタパッキンの保守

毎日行う保守点検

① 滅菌用水の交換・水量確認

毎日缶体内の水を入れ替えることで、被滅菌物の汚れによる缶体、ヒーター等の劣化をおさえることが出来ます。

② 圧力計の確認

電源スイッチを入れる前にフタを開けた状態で、圧力計の指針が 0MPa になっていることを確認する。0MPa を指していない場合は使用を中止し、販売店または弊社までご連絡ください。機器の運転状態を正常に確認できない為、非常に危険です。

毎週行う保守点検

③ 缶体内および本器の清掃

機器(特に缶体内)を清掃することで、被滅菌物の汚れによる缶体、ヒーター等の劣化をおさえることが出来ます。

1. 本器の電源スイッチを切る。
2. フタを開け、缶内を空にする。(敷板も取り外す。)
3. 排水する。
4. 缶内のゴミ、不純物を取り除き缶内壁面、底部をよく水洗いする。
5. 本器の清掃は、アルコールを含ませたやわらかい布で汚れを落とす。
(シンナー等は使用しないでください。)

④ フタパッキンの保守

フタパッキン及び缶体開口部を清掃することで、被滅菌物の汚れによるフタパッキンの劣化を防ぐことが出来ます。

1. 本器の電源スイッチを切る。
2. フタを開ける。
3. フタパッキンをアルコール等を含んだやわらかい布で拭く。
4. 缶体開口部をアルコール等を含んだやわらかい布で拭く。

●定期点検について

弊社の高圧蒸気滅菌器は、圧力容器として簡易容器、小型圧力容器のいずれかに属しています。その中でも小型圧力容器は、定期的な点検が法令として定められています。

定期自主点検

簡易容器(KTS-2322、KTS-2346、KTS-3022、TR-24S、TR-24L、MCS-23)

特に下記法規のような点検義務は定められておりませんが、小型圧力容器と同等の品質で製造されているため、小型圧力容器と同等の定期自主点検を、1年毎に1回実施していただくことをお勧めします。

小型圧力容器(上記簡易容器以外の機種)

小型圧力容器を安全に末永くご使用いただくために、下記法規、規則に基づく定期自主点検を、ご購入時に添付されている[定期自主点検要領\(小型\)](#)、[定期自主点検記録用紙\(小型\)](#)※により1年毎に1回実施いただき、検査年月日、検査者名等を記録し3年以上保存してください。

※:CLS、CLGには[定期自主点検要綱\(CL型\)](#)、[定期自主点検記録用紙\(CL型\)](#)が添付されます。

労働安全衛生法

第 45 条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

ボイラー及び圧力容器安全規則

- 第 94 条**
- 1 事業者は、小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りでない。
小型圧力容器にあつては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無。
 - 2 事業者は、前項ただし書の小型ボイラー又は小型圧力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。
 - 3 事業者は、前2項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

メーカーによる点検

上記の圧力容器に関する点検に加えて、以下の項目を追加した弊社による定期点検をお勧めします。ご用命の際は販売店または弊社までご連絡ください。

電氣的安全に関する点検

各安全装置の作動確認

消耗品の点検・交換

缶内(無負荷状態)温度の妥当性確認

● 高圧蒸気滅菌器の寿命について

圧力容器は、長年の使用で金属疲労、腐食等により、強度的に弱くなってきます。よって、ご使用者様の安全の為、また制御部品等の入手が困難になることもあり、ご使用開始後15年以上経過した高圧蒸気滅菌器は修理・点検・校正および部品の供給を原則としてお断りさせていただいております。

詳細は [高圧蒸気滅菌器のメンテナンスに関する御案内](#) を参照ください。